

PET/CT 保険適用例について

PET/CT 検査の悪性腫瘍に対する保険適用について
(PET/CT 診療ガイドライン 2012 に基づく)

保険適用条件

他の検査、画像診断により病期診断、転移・再発の診断が確定できない場合に保険適用が可能です。なお、この場合の悪性腫瘍（早期胃癌を除く）とは、

- a) 病理組織学的に悪性腫瘍と確認されていること
- b) 病理診断により確定診断が得られない場合には臨床所見、画像診断等の検査所見から臨床的に高い蓋然性を持って悪性腫瘍と診断されていること。

と規定されています。

保険適用例

- a) 治療前の病期診断
- b) 二段階治療を施行中であって第一段階治療完了後の第二段階治療方針決定のための病期診断、例えば術前化学療法後の術前病期診断等
- c) 再発・転移を疑う臨床的兆候、検査所見がある場合の診断
- d) 手術、放射線治療などによる変形や瘢痕などのため他の方法では再発の有無が確認困難な場合の診断
- e) 経過観察などから治療が有効と思われるにも拘わらず他の画像診断等で腫瘍が残存しており、腫瘍が残存しているのか、肉芽・線維などの非腫瘍組織による残存腫瘍なのか、を鑑別する必要がある場合
- f) 悪性リンパ腫の治療効果判定（悪性リンパ腫以外は保険適用外）

保険適用とならない例

- a) 化学療法や放射線治療の効果判定目的の検査は保険適用外です（悪性リンパ腫を除く）。ただし、化学療法等を終了され手術など次の治療を計画・開始される前の検査は、術前再病期診断目的として保険適用可能です。
- b) 癌の有無の検査、病変の良悪の鑑別、スクリーニング、腫瘍マーカー高値のみによる疑い検査は保険適用外です。
- c) 再発を疑う強い所見が無い定期的な経過観察目的の検査は保険適用外です。
- d) 同一月内にガリウムシンチグラフィが実施されている場合。